

平成31年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成31年2月21日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成31年2月21日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第13号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第14号議案

平成31年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第15号議案から第19号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 都立高校の魅力発信事業について

(2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千枝子 (欠席)
委 員	北 村 友 人 (欠席)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
担当部長 < 特命 >	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成31年第4回定例会を開会いたします。

本日は、秋山委員及び北村委員から所用により御欠席との届出を頂いております。本日は朝日新聞社外1社から取材の申込みと5名から傍聴の申込みがございます。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月31日の第2回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第2回定例会の議事録につ

いては承認を頂きました。

前回2月14日の第3回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第14号議案から第19号議案まで及び報告事項(2)につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第13号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第13号議案、学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、人事企画担当部長、説明をお願いします。

【人事企画担当部長】 それでは、学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。本件は学校職員に支払われる給与であります特殊勤務手当につきまして、部活動指導業務に係る手当の支給要件の改正などの必要な規定の整備を行うものであります。

今回の改正内容は大きく三点ありまして、一点目が部活動指導業務に係る教員特殊業務手当の改正、二点目は船員勤務手当の改正、三点目は小笠原業務手当の改正です。

2枚目の説明資料を御覧いただきたいと思います。項目2番の今回の改正内容でございますけれども、一点目の部活動指導業務に係る教員特殊業務手当は、教育職員等が土日祝日などの週休日等に部活動指導業務に従事したときに支給している手当であります。

改正内容ですが、国等の動きを踏まえて、支給要件及び手当額を見直すものです。部活動指導業務について、現在は週休日等に4時間以上行った場合に4,000円を支給していますが、これを週休日等に3時間以上行った場合に3,000円を支給することと

いたします。ただし、平成31年度から平成33年度までの3年間は経過措置として、週休日等に3時間以上4時間未満部活動指導に従事した場合は3,000円、4時間以上の場合は4,000円を支給することといたします。

今回の見直しの背景を「国等の動き」といたしまして、参考までに記載しておりますけれども、昨年3月スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、4月に都教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」、さらに昨年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」で週休日等の活動時間の基準が3時間程度とされました。これを受けて、部活動指導業務を週休日等に4時間以上行わなければ支給できない、手当の支給要件等を見直す必要が生じております。

また、国の2019年度予算案におきましては、部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準が土日4時間程度3,600円から土日3時間程度2,700円に見直されています。これらの状況を踏まえまして、今年度関係局と調整を行ってまいりましたが、今般調整が整い、職員団体との協議も終了したことから、規則の改正を行うこととしたものであります。

次に、二点目の船員勤務手当です。この手当は、都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する船員が実習船の航行等に係る業務に従事したときに支給されるものです。船員勤務手当は知事部局並びの制度となっておりまして、従来航海の目的地等が近海か遠海かの海域により、支給額に違いを設けていましたが、今回の知事部局における労使交渉の結果、これを統合することとしたため、学校職員の規則においても、当趣旨の改正を行うことといたします。なお、日額の幅は、水産実習の指導に従事するかどうか、船長等かどうかによる違いでございます。

次に三点目の小笠原業務手当についてです。この手当は小笠原村に存する学校に勤務する職員については、内地の交通手段が週1度の船便に限られ、さらに片道24時間かかるなど、勤務の特殊性があることから支給されております。この手当も知事部局並びの制度であります。手当の支給については時限措置となっており、知事部局に合わせて3年ごとに労使合同で現地調査を行い、定期的に勤務の特殊性を確認しております。今回、平成31年3月31日に時限措置が終了することから、改めて現地調査を

行いましたところ、勤務の特殊性に大きな変化は認められなかったことから措置期限を3年間延長し、平成34年3月31日とするものであります。

以上、御説明いたしました改正内容のうち、小笠原業務手当については公布の日から、それ以外の項目については、平成31年4月1日施行予定です。

説明は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、願います。

【遠藤委員】 基本的には、国の指針であるスポーツ庁のガイドラインに合わせて3時間という定めができたので、3時間のままですと現在の4時間で4,000円という規定に該当しないので、この国のガイドラインに沿って部活動指導を3時間すると、無手当になってしまう。したがって、3時間も救済といいますか、カバーするために3,000円という規定を設けた、そういうバックグラウンドによる考え方ということでよろしいのですか。

【人事企画担当部長】 はい。

【遠藤委員】 それで非常にいいのですけれども、ただ現実的に、私もサラリーマンが長いものですから、休日出勤もたくさんやってきました。時間の管理は誰がするのかということですよ。1時間という微妙な時間差をどうやって管理するのか、3時間の問題と4時間の問題はどやって、あるいは自己申告なのかどうか。その辺は具体的に事務運営をする場合、どういう段取りでやるのでしょうか。

【人事企画担当部長】 大きくは、学校ごとにガイドラインに沿って、部活動を基本的には3時間程度にしましょうという方針を定めていただきます。それに続きまして、教員は実際に勤務した時間に基づいて、現行、帳簿がありますので、それに何時間行ったということを記載し、それに基づいて手当を支給しております。

【遠藤委員】 分かりました。平日の出勤と、休日における部活動指導の出勤とは違うと思うのです。休日出勤ということは、通勤時間も拘束されるということなのです。部活動の指導が3時間であっても、実際にはその休日における個人の時間というものが数時間取られるのが実態なのです。だとすれば、休日に先生方の時間拘束をするのであるならば、3時間以上4,000円というような形でやるのが、実態に合うと思

います。

私が時間管理と冒頭申し上げたのは、なかなか難しいからなのです。これはこれで国の指針に基づいて改善をするということですので結構だと思うのですが、今後実際の運営状況等を見ながら、休日に指導をする方のことを考えた場合の手当の在り方というものについて、改善といたしますか、先生たちの優遇の方向で、やる機会があれば、そういうことも検討していただければと思います。

【人事企画担当部長】 これは部活動指導手当に限らずですけれども、特殊勤務手当については、社会情勢の変化等に従いまして、適宜見直しを図っているところでございます。

【宮崎委員】 今、遠藤委員がおっしゃったとおりだと思いますが、手当だけではなくて、今、働き方改革で長時間勤務についても問題になっておりますし、休日に部活動で行くというと、試合などですと結局一日がかりですから、たくさんの時間を費やすわけです。そうすると、全体の勤務時間から考えると、バランスがなかなか難しいことになると思いますので、手当だけではなくて、働き方改革とも関連付けながら対応していただけるといいかと思います。

【人事企画担当部長】 この部活動ですが、一日がかりで例えば、公式戦、競技会等に引率して8時間以上になった場合には、また別の手当で5,200円を支給するということになっておりますが、原則は部活動をやったら週休日を変更してしっかりと休みを取ることが本来の姿でありますので、部活動に限らず週休日の変更ができるような、そういった働き方改革を進めていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本案につきまして、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。―― 〈異議なし〉 ――では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 都立高校の魅力発信事業について

【教育長】 次に、報告事項（１）都立高校の魅力発信事業について、都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 報告事項（１）都立高校の魅力発信事業について、御説明をいたします。

報告資料（１）を御覧願います。本事業は、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）の取組として、各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報・発信していくため、学校ホームページのリニューアル、学校案内パンフレットの改善、学校の魅力PR動画の配信等を行っていくものでございます。

ホームページのリニューアルにつきましては、外部の専門スキルを活用し、学校の魅力や特色を分かりやすく伝える訴求力の高いデザインに内容を改善するものでございまして、平成31年度に40校で実施し、次年度以降、順次拡大していく予定でございます。本日は今年度から既に取り組んでおります、学校案内パンフレットの改善及び都立高校の魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信について、取組状況を報告させていただきます。

まず、学校案内パンフレットにつきましては、今年度都立高校10校について、重点的に外部専門機関の指摘、アドバイスを個別に受け、刷新を図りました。また、都立高校全体に対しましても、改善のポイントや具体的な良い事例を示し、改善を進めております。本日は2校の改善例を御紹介したいと思います。

3ページを御覧ください。まず、都立竹台高校でございます。上段右側が改善した表紙でございますが、生徒の明るい表情の写真を採用し、学校が最も伝えたい、アクセスの良さや新校舎完成などのフレーズを表紙に記載いたしました。下段を御覧ください。これまでの文字中心の表示から、図解等で視覚的に訴えるものに改善しております。

次に4ページを御覧ください。都立飛鳥高等学校でございます。上段右側が改善した表紙でございます。生徒の明るい写真と学校の特徴的な取組が分かる、指定校名を明記しています。下段を御覧ください。国際交流、それから英語教育のページを見開きに大幅に拡大し、学校の特色を強調しております。

再び1ページを御覧ください。都立高校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信ですが、

この事業は生徒の視点や感覚で生徒が伝えたい学校の魅力を紹介し、中学生など同世代への共感を得ながら、学校の発信力を強化すること、また、動画制作を通して在校生が母校により愛着を持ち、企画力、協働する力、ICT関連の知識やスキルなどを主体的に学ぶ機会とするものです。

学校が策定した動画は資料の画面イメージにありますとおり、東京都公式動画チャンネル「東京動画」で配信するものです。また、東京都教育委員会や各学校のホームページからリンクも張っております。平成31年1月末現在で12校、13作品を配信中です。さらに、25校ほどで現在、制作に取り組んでおります。

本日は、雪谷高校、大江戸高校、豊島高校の3校分の動画をそれぞれ抜粋いたしましたダイジェスト版を御覧いただきたいと思っております。それではお願いいたします。

(動画視聴)

【都立学校教育部長】 今、3校分見ていただきましたが、最後に今後の取組でございます。平成31年度に40校でホームページのリニューアル、ホームページとイメージや内容を連動させた学校案内パンフレットの改善を推進しますとともに、魅力PR動画「まなびゅ～」の全校展開に向けまして、教員向けの映像制作セミナーを実施してまいります。そして、年度末には、優れた魅力PR動画に対する表彰も行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【遠藤委員】 非常に結構だと思うのですが、二点質問させてください。

一つは、都立高校生に対するアンケートか何かで、「あなたは何で都立高校に入ったのですか。それを決めたのはあなた自身ですか、保護者ですか、兄弟姉妹ですか、あるいは学校の先生の勧めですか」と、都立高校への進学動機、こういったものを調査したことはあるのかどうか。誰の意志で都立高校を選択したのかということも、もし調べたことがあったら教えてください。その上で、この動画は非常に良いと思うのですが、相手は誰に見せたいのか、最初の質問はそういうことなのです。保護者に見せたいのか、中学生に見せたいのか。中学生の場合に、この動画にアクセスす

るのは、東京都教育委員会のホームページにアクセスですけれども、中学生が教育委員会のホームページに果たしてアクセスするだろうか。そうすると、もう少しお金をかけて、非常に面白いのでユーチューブや有料のサイトで配信するとか、そういうことも先行き考えられるのかどうか。非常に良い取組だけに、これを更に広げる、あるいは子供たちに働き掛ける、そんな手立ても考えていくべきかと思いました。

【教育改革推進担当部長】 都民意識調査を5年に1回行っていまして、その際に中学生、あるいは都立高校だけではないですけれども、高校進学の際にどういう理由でその学校を志望したかということと、どういう人に相談をしたかというアンケート調査は実施しました。

【都立学校教育部長】 それから、この動画をどこをターゲットにしているかというお話ですけれども、高校生が自分の学校の魅力を伝えるということで、やはり同世代という意味から、中学生又はその保護者を意識して高校生が作成しているというものです。これは東京動画という東京都のホームページの中にあるわけです。それにアクセスするのに、私どもの教育委員会からのリンク、それから各学校のホームページからのリンクを張っております。ですから、もし受検を意識するときに、最寄りの高校のホームページを開けば、そのままこの動画までは行けるという状況になっています。今後、委員がおっしゃったように、これをもっと発信していくということになれば、また新たに検討してまいりたいと思います。

【学校経営指導担当課長】 動画はスマートフォンでも御覧いただけるような形で配信されています。

【遠藤委員】 分かりました。

【宮崎委員】 取組としては非常に素晴らしいと思います。正に情報発信というのは、ターゲットをどこにするかというのが一番大事なところで、そこに向けた情報をどう編集していくかというのが大事なところになりますので、その辺は絞り込むということ。

あと、テクニカルなことですけれども、著作権の問題やプライバシー保護の問題、情報倫理の問題とか、実はかなり難しい問題をはらんでいるのです。今や機械が非常に進歩しましたから、誰でも手軽に編集ソフトもあるし、ユーチューブなどにアップ

してあって話題になるということも、幾らでも真実性を確かめなくてもどんどん出てしまったりとか、いろいろなことがありますので、むしろ教育現場でこういうことを作ることを利用して、新たな教育の素材になると思います。

ですから、指導する先生方は専門家ばかりではないでしょうから、研修だけで乗り切れるかどうかというところは少しあるとは思いますが、これは大変深い問題を含んでいることですので、新たな教科と思うぐらいの心意気で構えていただけるといいかなと思います。

それから、表彰、評価のところですけども、ホームページですとページビューとか自動的に出てくるものもありますので、そういう段階での評価と、それから、ターゲットとされる人たちが投票なり何なり、良いと思うのと、大人が見て良いと思うのと、いろいろな枠があると思います。評価の仕方についても、年度末表彰が、どうして、どの文脈でこれを表彰するかということがきちんと見える形での評価にしていただかないと、作っていることとの整合性がつかなくなってしまうのではないかなということが気になりますので、是非結果の検証と合わせて、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 映像の制作につきましては、ここでも教員向けのセミナーを開いていくと。その中でやはり、今頂きました、著作権の問題、肖像権の問題等、難しい問題がございますので、それはしっかり学校がそういうものを踏まえて、また、高校生にそれをきちんと指導できるように進めてまいりたいと思います。

表彰の件について、平成31年度末に向けて、委員から頂いた御意見を十分踏まえて検討してまいりたいと思います。

【山口委員】 非常に良い取組だと思っておりますが、誰に向けてというところは、確かに中学生、これから受検される方々というのもあると思っておりますけれども、おそらくこの取組は自分たち自身の母校愛を育むというか、自分たちの高校を実は知らないという部分もあると思っておりますので、そういうものの醸成にも役立つといいなと思いません。

また、これが増えてくると、実は同じ都立高校でも、他校の取組や特徴というのは、先生方でも意外と知らないことというのはあるのではないかなと思うのです。ですから、先生方同士あるいは生徒同士がこれを共有しながら、こういうことだったらうちの学

校でもできるのではないかとか、こういうことをやってみようよということで、是非良い形での共有をしていただいて、やれるといいなと思います。

そのためには、先ほど、このホームページから中学生も見られるということでしたが、この教育委員会のところに、高校生がアクセスするというのは多くないと思うので、一工夫をこれからしていただいて、多くの、中学生だけではなくて、高校生あるいは都民や学校の先生方が見ることができるよう工夫していくと、更に発展性があるかなと思います。よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 やはり、現在の高校生が主体的に取り組んでいくというのが大切だと思っております。今、委員から御指摘いただいたとおり、今後、数が増えて、それはやはり学校の方に、逆にこちらからも全校展開という形で働き掛けていく中で、生徒たちが自主的に手を挙げる。そういう誘因活動といいますか、そういうものにも取り組んでまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月7日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、来月3月の第2木曜日の14日ではなく、日程等の都合によりまして、3月の第1木曜日の7日午前10時から、開催を予定しております。以上です。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、次回の教育委員会は日程等の都合により、3月7日午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、次回の教育委員会は3月7日午前10時からとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

そのほか、何かこの際ございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 この4月から児童虐待防止等に関する条例が動き出すということになると思います。これはもう少し児童の段階の方が大きな問題かとは思いますが、精神的なことも含めて、せつかくこういう条例ができたということ、今度広く知らせないと、あまり意味がないと思いますので、いろいろな機会にそういうことも含めて取り組んでいくという姿勢が必要かなと思っております。例えば、保護者会とか、何か説明会をするとか、いろいろなときに、条例ができたから何だということではないのですが、それをきっかけに様々な親子関係とか教育環境とかを考える機会を作っていたらなと思っております。

【教育長】 今般、国の方から、2月1日からの2週間、学校に登校していない子供に対する面会の状況把握を漏れなく行うようにと通知がございました。そして、それを国に報告するということが取組が始まっております。そういったことで、良いきっかけでもあるかと思えます。児童虐待は非常に人権にも関わる、生命にも関わる大きな、重大な問題でございますので、この機を逃さず我々としてもしっかりと取組をさせていただきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時36分)